

公 募 公 告

次のとおり公告します。

1. 公募に付する事項

(1) 事業等の名称

令和8年度タクシーの供給に関する請負契約

(2) 事業予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 業務履行に必要となる技術又は設備等

仕様書のとおり

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「A」「B」「C」「D」の何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) 外務省から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) その他主管課長が特に必要と認める資格
仕様書1. の要件を全て満たすこと。
- (6) 契約は、令和8年度予算成立を条件とする。

3. 公募説明会

説明会は行わないでの、公募仕様書等について質問がある場合は、令和8年2月9日（月）午後5時までに、以下の連絡先まで問い合わせること。

〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
外務省大臣官房会計課調達室 担当：鳴田
電話：03-3580-3311（内線：5570）
メール：choutatsu-service-2a@mofa.go.jp

4. 応募申し込み

- (1) 応募申込書提出期限：令和8年2月10日（火）正午まで
- (2) 提出場所：上記3. に同じ

5. 提出すべき書類等：

- (1) 応募申込書
- (2) 資格審査結果通知書（写）
- (3) 仕様書2. に示す書類
- (4) 担当者の連絡先が分かるもの（名刺等）

以上公告する。

令和8年1月5日

外務省大臣官房会計課長 菅原 清行

令和 年 月 日

(提出日を記載してください)

応募申込書

外務省大臣官房会計課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

当社は、外務省が行う「令和8年度タクシーの供給に関する請負契約」の契約先となることを希望いたします。

また、公募仕様書の「1. 応募者に求める要件」で求められている要件を全て満たしていることを保証します。

公募仕様書

(令和8年度タクシーの供給に関する請負契約)

1. 応募者に求める要件

- (1) 営業区域「東京都特別区・武蔵野市及び三鷹市」の認可法人であること。
- (2) 一法人につき、24時間配車可能な車両を600台以上保有していること。
- (3) 外務省が希望する共通タクシー乗車券（一会計年度限定券、2種類を予定、以下「乗車券」という）の印刷にかかる費用負担が可能であり、右乗車券によるタクシー使用及び精算が可能であること。
- (4) (3) の乗車券を使用しても手数料がかからないこと。
- (5) 請求書、請求明細書等の発行に係る事務手数料が一切かからないこと。
- (6) 月末〆した請求書、請求明細書及び付属証拠書（乗車券）を、外務省が指定する局課毎（100部署×2通程度）に仕分けした上、翌月15日までに（令和9年3月分請求書については、特に速やかに）提出できること。
- (7) 接客態度、運転技術に優れ、安全かつ的確に目的地まで運行できること。

2. 提出を求める書類、資料

- (1) 応募申込書
- (2) 資格審査結果通知書（写）
- (3) 認可書（写）
- (4) 認可書に明記されていない料金設定等を有する場合は、その内容を説明する資料

3. その他

- (1) 契約締結は、令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 本公募に対し虚偽の応募を行った場合は、契約を無効にするとともに、同応募者に対し指名停止措置をとることがある。また、提出書類等に関し説明を求められた場合及

び追加で書類の提出を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (3) 本公募の結果、契約を締結してもタクシーの利用を保障するものではない。
- (4) 本件公募により、令和8年度の契約相手先として内定した事業者とは、令和8年4月1日からの業務履行が円滑に遂行されるよう乗車券の印刷条件等につき協議を行うので速やかに対応すること。
- (5) 契約締結日は令和8年4月1日を予定（契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。）。